

【 古 河 市 】

平成29年5月1日現在

古河市高齢者通院等交通費助成事業

事業開始：平成19年4月～

事業内容

自力および家族等による送迎が困難な高齢者が医療機関等へ受診等する際のタクシー代を助成します。助成額は、1カ月8回（片道を1回とする）までの運賃総額の2分の1程度とし、5,000円／月を限度とします。

支援の条件、対象者等

市内に住所を有する在宅の70歳以上の高齢者、65歳から69歳までのひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の人、要支援・要介護認定者のいずれかに該当する方が対象となります。

※自動車税、軽自動車税の減免を受けている方、古河市障害者福祉外-利用料金の助成を受けている方は対象となりません。

問い合わせ先・ホームページURL

古河市役所健康福祉部高齢福祉課
☎0280-92-5838（直通）

<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/000000607.html>